

10 国産材の一層の安定供給・利用促進について

本年7月、国は木材自給率50%を目標に掲げた、新たな森林・林業基本計画を閣議決定した。

森林・林業の再生には、短期的な施策と併せて中長期的視点に立ち、川上から川下に至る施策を地域の実情に応じて一体的に取り組むことが必要であるが、これを進める上で「森林整備加速化・林業再生基金」による「森林整備加速化・林業再生事業」は強力な支援策となってきた。

各地方自治体や木材関係団体等では、公共建築物等の木造化、混構造の採用、内装等の木質化など、独自に木材利用の取組を実施しているところであるが、さらなる利用促進を図るためにも、全国的な取組が必要不可欠である。

今後、国産材の一層の安定供給・利用促進を進め、雇用の拡大や循環型社会の構築を図るには、森林施業の集約化を進めながら、持続的な森林経営の基盤の確立等が必要不可欠であるが、これには中長期的な課題も多いことから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 新たな木質部材や工法の開発など、公共建築物や住宅における国産材の積極的な利用を促進する支援制度を拡充すること
- 2 日本に適した高性能林業機械の開発を促進すると共に、林業機械の導入や路網整備を促進する支援制度を拡充すること
- 3 国産材の製材・加工施設の整備を促進する支援制度を拡充すること
- 4 安定的な経営基盤が確立されるまでの間、「森林整備加速化・林業再生基金」の延長・拡充の措置を講じること